

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: スミセキ・コンテック株式会社
法人番号: 4430001008549
住所: 北海道札幌市中央区北二条西13丁目1番地37
- 指名停止措置期間: 令和4年1月11日から令和4年2月10日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 北海道地方測量部管内
- 事実概要:

スミセキ・コンテック株式会社と、同社の物流事業部営業部長及び苫小牧営業所長は、運送業務契約に基づきコンクリート製品を運送した長沼町内の工事現場において、作業員が移動式クレーンの荷台上で作業中に同クレーンが横転し負傷した事故について、苫小牧営業所の構内においてトラックの荷台上で作業中に資材につまづき、同荷台から転落して負傷した事故という虚偽の内容の報告を苫小牧労働基準監督署に行ったとして、令和3年9月28日に労働安全衛生法違反で札幌簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者であるスミセキ・コンテック株式会社及び同社の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要件	期間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)